

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査対象 消防本部
- 3 事前調査期間 平成19年6月21日
- 4 監査期間 平成19年8月 8日
- 5 監査対象年度 平成18年度
- 6 監査対象事項 財務事務等
- 7 監査方法 財務事務等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかなどに重点を置いて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査調書に基づく質問により行った。

第2 監査対象の概要

消防本部4課（中間組織は所管する所属に含める）及び消防署3署の主な業務内容及び職員数（平成19年5月1日現在）は、次のとおりである。

【総務課】

諸規定の制定・改廃、組織制度の研究・企画、職員の定数配置・服務・給与・保健衛生・福利厚生・研修、予算・決算、庶務、消防長会、消防統計、消防施設・装備の管理・調査研究、給貸与品の支給に関する業務等を所掌する。（職員14名）

【消防救急課・防災教育センター】

警防・救助業務の計画・運用、救助技術の研究・指導、消防及び水防訓練の計画、警防本部、火災等の原因・損害調査、消防広域応援、高速道路連絡協議会、土地開発の事前協議、医療機関等との連絡調整、消防団、自主防災組織の育成・指導、防災教育・応急手当の普及啓発、防災に関する相談・指導、防災講演会・講習会に関する業務等を所掌する。

（職員21名、再任用職員1名、嘱託職員4名）

【予防保安課】

火災予防運動・査察、特定事業所の異常現象の届出等、建築物の消防同意事務、防火管理講習、消防用設備の指導・検査、特定防災区域内の少量危険物・指定可燃物の届出・検査、危険物施設の許可・承認・認可・届出・完成検査等に関する業務等を所掌する。（職員15名）

【情報指令課】

消防に関する情報管理システムの調査研究・管理運用、消防情報の管理・提供、消防出動指令、災害支援等の消防通信の運用、気象情報の伝達・火災警報の発令、消防通信施設の維持管理に関する業務等を所掌する。（職員15名）

【中消防署・西分署・港分署】

業務の計画・管理・調整、施設装備の保守点検、防災教育、警防計画、災害の警戒・防御活動、消防団員の教育訓練、火災等の原因・損害調査、危険物施設の火災・事故発生の届出、防火管理の届出、救急活動、救助訓練、応急手当の普及啓発、船舶及び沿岸火災・水上災害の警戒防御活動、水難救助活動に関する業務等を所掌する。（職員86名）

【北消防署・朝日川越分署・北西救急分駐所】

業務の計画・管理・調整、施設装備の保守点検、防災教育、警防計画、災害の警戒・防御活動、消防団員の教育訓練、火災等の原因・損害調査、危険物施設の火災・事故発生の届出、防火管理の届出、救急活動、救助訓練、応急手当の普及啓発に関する業務等を所掌する。

(職員77名、嘱託職員1名)

【南消防署・西南救急分駐所】

業務の計画・管理・調整、施設装備の保守点検、防災教育、警防計画、災害の警戒・防御活動、消防団員の教育訓練、火災等の原因・損害調査、危険物施設の火災・事故発生の届出、防火管理の届出、救急活動、救助訓練、応急手当の普及啓発に関する業務等を所掌する。

(職員57名)

第3 監査結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行並びに行政監査として、旅費の執行状況、時間外勤の状況及び原課契約工事の執行について監査の結果、次の指摘事項及び所見のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、改善を要するものについてはその措置を講じるよう要望する。

なお、改善の措置を講じたときは遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

<各課個別事項>

【総務課】

(1) 支出事務について

請求書に提出日の記載が漏れているものが見受けられた。請求書の提出日は支払い日の基準となる要件であるため、請求日の記入のあるものを徴するよう注意すること。【注意事項】

(2) 財産管理について

南消防署車庫内に設置されたテロ対応資機材倉庫が公有財産台帳に登載されていなかったため、四日市市公有財産事務取扱規程に基づき、速やかに台帳に登載し適正に管理すること。【是正改善事項】

【消防救急課・防災教育センター】

(1) 文書管理について

地質調査業務委託に係る工事完了報告書について、完了年月日の記載漏れが見受けられたので注意すること。【注意事項】

【予防保安課】

特になし

【情報指令課】

特になし

【中消防署・西分署・港分署】【北消防署・朝日川越分署・北西救急分駐所】【南消防署・西南救急分駐所】

特になし

2 所 見

<各課共通事項>

(1) 業務棚卸表の数値目標について

業務棚卸表について、数値化の見直しを進めているが数値目標が設定されていない項目が見受けられた。1年間の活動目標を数値化し、成果を的確に評価できるよう、引き続き、今後の見直しのなかで精査すること。【努力要望事項】

上記対象課～ 【総務課】【消防救急課】【予防保安課】【情報指令課】

(2) 技術技能の継承について

熟練職員が大量に退職する時期を迎え、新規採用者を計画的に確保しているが、組織内部に蓄積された知的財産、知識、技術・技能の低下が危惧される。各部門において業務に必要な資格、知的財産、技術・技能を整理、マニュアル化し、各職場内で確実に伝承・継承されるよう、現場での実践を含めた研修のあり方について検討すること。【検討事項】

併せて、消防業務のなかには、資格を必要とする特殊勤務が大変多いので、ひとりでも多くの職員が少しでも早く必要な資格が取得できるように、研修や講習への計画的な派遣に努めること。【努力要望事項】

上記対象課～ 消防本部全所属

<各課個別事項>

【総務課】

(1) 8分消防・5分救急体制について

現在、中消防署中央分署の建設が進んでおり、市中央部の消防・救急活動の充実が期待されるところであり、全市をカバーする8分消防・5分救急体制の構築に向け大きく前進するものである。中央分署の機能をいかんなく発揮するためにも、周辺道路アクセスの整備について、関係部局と十分協議するとともに、依然として、8分消防・5分救急のエリア外となっている北部・西部地域についても、市民の安全・安心を確保するため、体制の充実を図りたい。【努力要望事項】

(2) 消防車両の確保と維持管理について

各種消防車や救急車等の車両については、自動車NOX法の改定や消防車両の老朽化に伴い、一定の基準を設けて順次更新をしているが、装備・機能の近代化・省力化など時代の要請に応じた車両を確保するため、適宜基準を見直し、より消防力の高い車両の確保及び適正な維持管理に努めること。【努力要望事項】

【消防救急課・防災教育センター】

(1) 救急救命士等の養成について

救急出動件数が依然として増加を続けているなかで、高度で迅速な応急処置が求められてい

る。早期に、全救急車両において常時1名以上の救急救命士の配置ができるよう、救急救命士及び救急隊員の資格取得を計画的に進めるよう要望する。【努力要望事項】

(2) 高齢者及び外国人対策について

日頃から市民に対して防火思想の普及啓発に努力されているが、高齢化が進み、また外国人居住者も増加傾向にあり、特に、外国人については、生活習慣や意識の違い、言葉の壁などにより、消防救急活動に支障を生じることが危惧される。緊急時の対応や連絡網の必要性、消防訓練などについて理解が深まるよう啓発活動に努力すること。【努力要望事項】

(3) 消防団活動の活性化について

日頃から消防団員の技術・技能向上に努力されているが、退職者で組織する B 支援隊からも技術指導等の協力について検討するなど、消防団活動の一層の活性化を図るとともに、引き続き団員の確保に努力すること。また、消防団、 B 支援隊の責任と権限や指令命令系統などは明確に文書化等しておくことが望ましい。【努力要望事項】

【予防保安課】

(1) コンビナート企業の事故防止について

コンビナート企業については、施設の老朽化等が進む中、火災・事故の未然防止を図る観点から、平成 19 年 1 月に、企業と行政が一体となってコンビナート消防連絡会を立ち上げ、定期的に過去の事故や他市の事故の技術的な検証やヒューマンエラー面からの検証などを行っている。そのほかに消防本部の主催で研修会を開催するなど活動している。こうした活動を市民へ周知し理解を促すとともに、立入検査とあわせ連絡会のより一層の充実を図り、コンビナート企業の事故防止に万全を期すこと。【努力要望事項】

(2) 放火火災防止の取り組みについて

火災発生件数は年々減少しているものの、放火又は放火の疑いが原因の火災が多くなっている。放火火災を未然に防止するには、放火されない環境づくり、放火させない環境づくりが重要であるので、周辺自治会、関係機関等と連携して放火防止の取り組みに努めること。【努力要望事項】

【情報指令課】

(1) 通信指令業務について

平成 19 年 4 月から四日市市と桑名市との通信指令業務の共同運用が開始し、消防・救急に関する機能が充実し、システムも高度化してきているなかで、的確な情報の収集と迅速な発信が求められている。特に、的確な情報の収集には通報者の協力が不可欠であるので、消防活動や救急活動に対して市民の協力が得られるよう啓発に努めるとともに、オペレーターの聴取・操作技術の一層の向上に努めること。【努力要望事項】

【中消防署・西分署・港分署】【北消防署・朝日川越分署・北西救急分駐所】【南消防署・西南救急分駐所】

(1) 救急車の適正利用について

高齢化社会が進むなかで、救急車の出動要請はますます増加することが予想されている。一方で、不適切な救急車利用の実態もあるので、市民への適正利用の啓発と公平性の確保に努めること。【努力要望事項】

(2) 各署のレベル向上への取り組みについて

「 8 分消防、5 分救急」の実現のためには、署の役割は極めて重要である。このため、各署の業務レベルの高位平準化に努めるとともに、地理的条件等を踏まえたそれぞれの署の特徴を生かした活動にも注力されたい。【努力要望事項】